

第3回 国勢調査の実施に関する有識者懇談会議事録

1 日時 平成18年3月24日(金)10時00分から12時20分

2 場所 総務省第2庁舎 特別会議室

3 出席者

構 成 員：竹内啓座長、阿藤誠委員、飯島英胤委員、城本勝委員、須々木亘平委員、
萩原雅之委員、堀部政男委員、和田理都子委員

オブザーバ：安藤直樹(横浜市統計解析課長)、関野昌宏(沼津市情報システム課長)、
園田健次(全国市長会行政部長)

ヒアリング：マンション管理会社及び市民団体

総 務 省：衛藤英達統計局長、江端康二統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調
査企画課長、亀田意統国勢統計課長

4 議題

- (1) 調査方法等について(関係者ヒアリング)
- (2) 調査方法等のあり方について
- (3) 諸外国のセンサスの状況について
- (4) その他

5 配付資料

- (1) 検討課題について
- (2) 調査方法等の検討について
- (3) 第2回懇談会における質問への回答
- (4) 諸外国のセンサスの状況
- (5) 第2回懇談会議事概要

6 議事の概要

竹内座長 ただ今から、第3回国勢調査の実施に関する有識者懇談会を始めさせていただきます

ます。

今日の議題は、議題の第1はヒアリングで、本日は二人の方からのヒアリングを予定しております。マンション管理会社の大京管理株式会社の栃井部長さん、それから、国勢調査の見直しを求める会代表の山本さんです。お忙しいところお越しいただき、ありがとうございます。

早速、始めさせていただきますが、まずは、栃井さんの方から10分程度のご報告をお願いいたします。その後、各委員から、質問をお願いします。

栃井氏 おはようございます。大京管理の栃井でございます。当社の説明につきましては、隣におります市村の方からご報告させていただいた上で、ご質問についてお答えをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

市村氏 大京管理株式会社の市村と申します。

国勢調査に関しては、管理人の勤務の状況などによっても違いますが、管理人の勤務形態は、住込みで勤務しているマンション、それから通勤して、日曜日・祝日以外の毎日勤務しているマンション、例えば月水金とか火木土の曜日を区切って巡回で勤務しているマンションといった形態に分かれております。基本的には、巡回で隔日とか、午前中のみ、午後のみという形で勤務しているマンションが、タイプとしては一番多くなっています。こういったマンションにおいて、国勢調査等の調査員の方との間で問題が発生したというところがありました。

マンションの管理会社と管理組合との関係についてですが、管理会社は管理組合からの委託を受けて業務を行うことが、まず大前提でございます。我々はあくまでも管理組合の自立を促す立場にありまして、管理組合の運営は基本的には、管理組合が主導で行っていただくことであり、管理会社としては、管理組合からの委託に基づいて、専門的な知識などからのアドバイスをさせていただいたりするなど、コンサルタント的なサポートをしていくようなことを中心にしております。

特にマンションの防犯の管理ですとか、マンションの建てかえなどの合意形成をしていくためには、管理会社が主導では限界があります。こういったところのコミュニティ形成のためには、管理組合がいかに自主的に行っていただけるかということが視点にありますので、自立的な立場をいかに促せていけるかが非常に重要なものとなっております。ただ、マンションによってはワンルームですとか、それから投資型のマンションで、所有者が実際に住んでいないマンションなども多いので、こういったところには、弊社が主導で対応をしていくようなケースもあり、基本的には臨機応変な対応が必要となってきます。

そんな中で、昨年行われた国勢調査の状況について、マンションでの対応がどうであったか

というところをご説明させていただきます。まず、調査員の方から管理人に照会があった内容に関しては、調査員によって異なるようです。具体的には、マンションにその方が住んでいるかどうかの居住の有無の確認、だれが住んでいて、家族が何人ぐらいか等の居住者に関する照会、マンションで備えている居住者名簿を閲覧させてほしいという依頼、調査票を各郵便受けへ投函させてくださいという依頼、マンションに広報ポスターを貼らせてくださいという依頼が、管理人の方にあった事項でございます。特に居住の有無の確認、居住者に関する照会、名簿の閲覧に関しては、先般、施行されました個人情報保護法等の対応の中で、お客様の情報をこちらから提供することはできないということで、基本的にはお断りしていますが、調査票の各郵便受けへの投函ですとか、ポスターの掲示の依頼に関しましては対応させていただいておりました。

また、マンションはオートロックになっているケースが多いため、中に入って1軒1軒お客様のところに訪問したいという調査員の方がいらっしゃる場合には、管理人がいる時間帯であれば中にお通しすることは、会社の指示として対応させていただいておりました。

管理人を調査員に登用したいとのご意見がありましたが、管理委託業務と、調査員としての業務を混同されてしまうおそれがあること、また、勤務時間中に調査員業務をすると、本来業務がおろそかになってしまう可能性があり、お客様にご迷惑をかけてしまうおそれもあるということ、また、当然、報酬があると思いますが、管理人が調査員業務を行った場合はアルバイト、副業に当たるということで、こうした理由から管理人が調査員になることを禁止させていただきました。

オートロックの鍵の問題では、基本的には先ほど申し上げたように、管理人がいる時間帯であれば対応しておったのですが、管理人がいない時間帯やいない日もあり、そういったときに調査員の方が来られた場合には、管理人の方でオートロックを開錠することはできなかったので、調査員の方が不便を感じられたというところはあったようです。これに関しては、今後の課題になろうかと思えます。

居住の確認や調査員の方の聞き取り調査への協力に関しましては、基本的にお断りしておりましたと申し上げましたが、個人情報保護法の例外規定として法令に基づく場合には第三者からの照会、許可等は個人情報保護法の適用除外となるというものがあり、国勢調査はそれに該当するという話もあるかと思えます。ふだん出かけられているようで、どうしてもある部屋の居住者との連絡がとれないという調査員がいて、管理人が「そういったことであれば」ということで電話番号を教えた事例があった。このとき、世帯から調査員の方に「何でうちの電話番

号をあなたは知っているんですか」と確認したところ、「管理人さんから聞きました」という調査員の方の回答があって、「何で私の電話番号を許可なく、そういった方に教えたんですか」というようなクレームが入ったという事例も結構ありました。法的に咎めがある事項ではないということでも、居住者・管理組合の業務を請け負っており、お客様の心情を考慮しますと、あくまでもお客様の許可があって初めて、ほかの方に開示できるというものですので、許可なく調査員の方に申し上げることはどうしてもできません。このようなことから、この部分のスタンスは変えることが難しいという結論になっております。

昨年、個人情報保護法が施行されたので、非常にナーバスになっている居住者がものすごく多く、我々も非常に神経を使っている部分でございます。協力を得るに当たって必要な措置ということで考えれば、個人情報保護法と国勢調査を切り離して考えるようなアピールが必要になってくること、また、調査結果がどのような形で役に立っていくのが、もうちょっと居住者の方々に浸透していけば、協力の幅も広がってくるのではないかと感じております。

また、先ほど申し上げたように、マンションに管理人がいる時間帯が限られておりますので、事前に調査員の方と打ち合わせをして、訪問時間をマンションの管理人がいる時間帯にして、管理組合の協力を得ながら、事前に「この時間帯に調査員の方が参ります」というような告知をさせていただいて、その時間帯に調査員の方に集中して対応していただけるような形であれば、管理人が管理組合や居住者の方に協力を促すことはできると思いますので、そういった形で協力できるのではないかと感じております。

このほか、意見としてありましたのは、身分証明証の携帯はされているということですが、そこに顔写真を付けていただき、正式な調査員であることが一目で分かるようにしていただくような対応と、先ほど申し上げた事前の広報ですとか、「こういった形で皆様の協力が必要です」というようなアピール、それが居住者の方々に浸透していけば、居住者の皆さんは前向きに考えていただけると思いおりますので、そういった形で、今後、協力をさせていただければと考えております。

竹内座長 どうもありがとうございました。

○栃井氏 若干補足させていただきますが、トラブルやクレームと申し上げましたが、現在、我々が管理している戸数は30万を超えております。30万戸で1世帯当たりの人員が3人と仮定した場合、90万人ぐらいの方がお住まいになっているということになりますが、どのぐらいクレームがあるのかというと、これはほんのわずかです。国勢調査のために、調査員の方がマンションへ行かれて、管理人とのやりとりをしながら、絶えずトラブルが発生しているかとい

うことではありませんので、その辺は誤解のないようにしていただきたいと思います。

どういところでトラブルが起こるかといいますと、調査員の方が管理人にいろいろ質問をされる場合です。調査員の方からすると、「何で協力してくれないんですか」ということになりませんが、管理人としては、先ほど申し上げたような理由から、答えられないということです。だから、相反する部分があり、調査員の方から本社に電話を頂戴することがございます。

先ほど、調査員の方が一目で分かるようにという話がありましたが、その一つの事例として、「管理人が見知らぬ女性の方を管理事務室に引き込んで話をしている」と、居住者から本社へ電話が入ったものがあります。よくよく調べてみたら、「ポスターを貼りたい」という調査員のお願いを管理人が聞いているのをちらっと見て、確認もしないで、「おたくの管理人は管理事務室に女性を引き込んでいますよ」という電話をした次第です。

管理会社は委託・受託という範疇の事務を行いますので、PRの仕方について、管理会社が主体性を持って全部やれるかということ非常に難しい。ポスターを貼るにしても、調査票を配布するにしても、一応組合の方の了解をとらなければいけないということでございます。例えば、現在、いろいろな工事がございますけれども、工事などをする場合も、事前に必ず居住者の方に、「何日から何日までに、こういう工程で工事をします」、「音が出ます」とかいう案内をしています。国勢調査は10月1日からスタートするわけですがけれども、事前のPR方法、特にマンションに対するPR方法、居住者に対するPR方法を事前によく練った上で、管理会社や管理組合の了解、管理組合の理事長や管理組合役員会の了解をとった上でやっていけば、回収もよりスムーズにいくという気がしております。ポスターも、ただ一カ所の掲示板に貼るのではなくて、エレベーター内にも貼るとか、いろいろなPR方法があるかと思います。

若干補足をさせていただきました。

○竹内座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、ご質問をお願いします。

萩原委員 今、おっしゃったことは、ほかのマンション管理会社、あるいは管理会社ではなくて、自分たちでやっているような管理組合のタイプとして一般的なものなののでしょうか。あるいは特別にやっていらっしゃるようなことなののでしょうか。横の連絡は余りないのかもしれませんが、どうでしょうか。

栃井氏 国勢調査に関して、横の連絡はやっていないですね。ご存じかと思いますが、管理業協会という協会があり、この中で各社集まっているいろいろな委員会を開いているのですが、国勢調査の対応ということでの協議をした記憶がございません。管理業協会のところへ加入して

いる管理会社は相当数ございまして、全国の大半のマンションの管理をしています。一部加入されていない管理会社もありますが、協会を通じて管理会社に対する協力依頼を要請されてもいいのではないかと思います。管理会社の場合は、管理業協会からいろいろな要請があれば、一応全部受け入れる形になっておりますから、この観点で議論をした方がいいかもしれません。そうすると、各社の状況も分かることになるかもしれません。

堀部委員 管理会社として大変努力をされている様子が分かりましたが、統計局から御社に対して、「国勢調査はこういうものなので、こうしていただきたい」というような要請文とか説明の機会があったのでしょうか。また、御社として、各管理組合に対して、文書で「国勢調査に対してはこういうふうに対応してほしい」とか指示はされたのでしょうか。

市村氏 まず、要請の点ですけれども、去年の夏ぐらいに、国勢調査の実施に当たり、調査員がマンションを訪問することがあるということで、総務省統計局の方が事前の要請というか、相談に来られました。その際、事前に早目に皆さんにアピールするのがよいと思いますということで、お答えしたことはございました。

管理組合については、こちらから「こういうご要請がありましたので、ご協力をお願いします」というような文書を出すということは、昨年に関してはしておりません。ただし、先ほど申し上げたように、管理組合の許可が前提になりますけれども、各管理人に対しては、調査員の方がいらっしゃった場合には、ポスターの掲示、マンションの各世帯の郵便受けへの投函、オートロックの開鍵についてはご協力するようという指示は出しておりました。

堀部委員 それは文書で出したわけですか。

市村氏 はい、そうです。

阿藤委員 ご連絡があったのは総務省統計局からですか。都道府県とか市町村とかの自治体からマンション管理業者に対して連絡というようなことはなかったのですか。

○市村氏 特にそういったことは聞いておりません。

萩原委員 管理人さんへ、ポスターの掲示とか、開鍵とか、これは常識的にやってよいですよという指示を出すのは分かりますが、名簿の閲覧についてお聞きしたいと思います。多分、調査員にとって世帯名簿の作成はプレッシャーで、そういう名簿を閲覧できるとできないとでは、事務の進め方に随分差が出るのですが、御社としては原則、見せないという指示をされているのでしょうか。それとも自主判断なのでしょうか。

栃井氏 当社では、出さないという指示を出しています。見せないということです。

萩原委員 それは文書で出しますか。

栃井氏 これは国勢調査だからということではなく。

萩原委員 すべてに言える話ですね。

○栃井氏 すべてです。「こういうケースはいいよ」、「ああいうケースは駄目」と、その都度、管理人に判断をさせるのは非常に難しい面がございますので、どんな場合でも駄目という指示です。

○萩原委員 名簿は、とにかく第三者には出してはいけないというのが、指示として出ているのですね。

栃井氏 だから、「105号室は留守ですか、お住まいですか、住んでいないのですか」という照会についても、「いる」、「いない」の返事をするなどということです。これは国勢調査員の方に対してではなくて、いろいろな方から照会がありますので、すべてに対して公開しないでほしいという指導をしております。

竹内座長 国の方から、自治体の方から管理組合に対して、お願いの文書などは来ていないのですか。

市村氏 調べたわけではないので、今、私に分かる範囲ということになりますけれど、そういったお知らせが届いたという話は聞いたことはございません。

竹内座長 そうですか。

○堀部委員 そうしますと、先ほどから個人情報保護法の話が出ていましたが、個人情報保護法の第23条に第三者提供の制限という規定がありまして、「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」として適用除外の規定があります。法令に基づく場合は、この適用除外に該当します。国勢調査は、統計法、国勢調査令という法令に基づくものですが、そのあたりはどういうふうに解釈をされているのでしょうか。一般的にというのは分かりますけれども、法令に基づく場合について、御社としてどういうふうに解釈されているのでしょうか。

栃井氏 今、ご質問のありました点につきましては、確かに個人情報保護法で個人情報の漏洩にはならないという規定がございます。ただ、先ほどから申していますように、マンションで我々のやっている業務は、すべて委託されている関係上、法令の世界でいいからやったという話がなかなか通用しないお客さんがいます。マンションの場合は、各世帯とも同じような考えの方がお住まいになっていればよろしいのですけれども、極端なことをいいましたら、100世帯ありますと考え方が100通り違う、いろいろな方がいらっしゃいまして、「とんでもない」というような話が全体に波及してきますと、そのクレーム処理に今度は時間を要するというこ

とがございまして、難しいところがあります。先ほどの名簿の閲覧でもそうですけれども、管理組合が事前に「調査員の方がいらっしゃるの、名簿を見せてもいいでしょうか」と話をし、組合や理事会でオーケーを出したけれども、一部の居住者から「とんでもない、私は調査に協力するつもりがないのに何で出したんだ」という声が上がリ、トラブルへ発展する可能性もあるわけです。だから、我々の立場からすれば、名簿については、組合、理事会の方で承諾をいただければ、調査員の方にお見せしても差し支えないわけですが、それが分かったときに居住者の一部からクレームが出る可能性があるということで、このところが非常に難しいのです。おっしゃるように、法令で割り切ってやれば、要請があれば提示しても個人情報の漏洩にはならないということになるのでしょうかけれども、別のクレームになってしまう。

○須々木委員 東京都としては、統計局の方と一緒に御社にお伺いいたしまして、お願いをしました。また、財団法人マンション管理センターや高層住宅管理業協会にも訪問して、協力依頼を行いました。個々の管理組合の方には東京都から協力依頼文書は出しておりません。ただ、区市町村の側で協力依頼を行ったと聞いておりますが、あまり、働きかけはなかったかも知れません。

そこで2点ほどお聞きします。一つは「国勢調査への協力依頼が来ています」ということについて、会社として管理組合の人たちと話をされたことがあるのかどうか。

もう一つは、実質的にきちんとした管理組合は全体のどれぐらいの割合というふうに認識すればよろしいか。

○栃井氏 きちんとした理事会がどれぐらいかということですが、一つの目安としては、月に最低1回、理事会が開かれて組合運営をされているというような観点から考えればいいかと思います。数値的にはとらえていませんけれども、大ざっぱに見たら7割強はあると思います。組合運営が一番できていないのがワンルームマンションで、投資型マンションといえますか、投資のために買って、オーナーが住まないで、ほとんど賃借人の方がお住まいになっている場合は、組合の役員はオーナーでないとできませんから、マンションに住まない外部オーナーが役員をされているというケースがあります。このような場合、組合運営としては不活発、招集がなかなかできないという部分がございます。また、賃貸マンションの場合も、同じようなことが言え、組合運営ができていないと思います。

それから、組合に対する会社としての働きかけということでは、ちょっと欠けているところはあるかと思います。管理人の方に委ねるというケース、それからマンションを担当している各フロントに「国勢調査のために特別の動きを」という指示は出しておりませんから、その辺

のご協力は今後の課題かと思えます。

○亀田課長 先ほど、マンション管理組合に自治体から何か要請をしたのかという話がありましたが、国からは財団法人マンション管理センターに対して協力依頼文を出しており、加入している管理組合に対してその協力依頼文の趣旨を流してもらうということをお願いしております。実際にはどのくらい管理組合に行き渡ったかは分かりませんが。

あとは、10月を過ぎた時点で、個々の大手の管理会社に対しては、管理組合宛の協力依頼文も付けた形で、管理会社の方から管理人に対して文書を出してほしいということで、協力依頼文を渡すなどしております。

○衛藤局長 社団法人高層住宅協会は社団で公益活動をする団体、民法第34条の社団であり、そちらへも協力依頼文が届くようにしたのですが、そこからも文書が来ましたか。

栃井氏 私の部署では、その文書は見えていないのですが、確認しておきます。

竹内座長 まだご質問があるかもしれませんが、この辺で。どうもありがとうございました。

続きまして、国勢調査の見直しを求める会代表の山本さんにおいでいただき、ご報告いただきます。本日はどうもありがとうございます。

○山本代表 このたびは貴重なお時間を割いていただき、調査を受ける側、市民の立場についての話を聞いていただきますことを、大変感謝しております。よろしく申し上げます。

では、お手元に配付してあります資料に沿って説明していきたいと思えます。お配りいただいた資料は3種類です。「国勢調査の見直しに向けた調査対象者・市民の意見」という4ページのレジюмеが一つ、それから、5年前の調査ですが、ある雑誌に載せた国勢調査の不安と不満、特に住民の方々が私どものホットラインに訴えた生々しい状況を書いたものでございます。これは、後で引用させていただきます。

また、「国勢調査を調査する」という拙著です。後でその中の10ページ目にございますように、不詳がどういう形で年代とともに推移しているかということ引用させていただきます。

では、レジюмеに沿って始めさせていただきます。

私ども、「国勢調査の見直しを求める会」という名前で、1980年以来、25年活動してまいりました。申し上げましたように、調査対象者、いわゆる調査される側の立場から、いろいろと行政に訴えていきたいという目的を持って始めました。私自身、それから隣の白石さんと共同代表をやっております。

特に90年からは国勢調査の時期にホットラインを開設し、電話による、いろいろな相談あるいは苦情の受付や私どもの説明を行うようになりました。2000年からは多くの方がご覧になっ

ていらっしゃるかもしれませんが、「国勢調査が分かる」というホームページを開いております。

レジュメは、このホットライン、ホームページ、それから私どもの会員などからの声を参考にして、私が代表としてまとめたものでございます。ホットラインについて、申し上げますと、今回調査の場合、全国4か所で市民団体が連携して開設しました。9月26日から10月6日まで、ボランティアですので、いろいろな面で長くは続きませんが、とにかく約1,300本の電話が参りまして、必要とあれば長ければ30分から1時間でも対応します。したがって、その間、電話が入ってきても全部は受け取れ切れない、そういう形で、結局1,300本ということになります。

それから、ホームページですが、2000年のときから開設しまして、同年11月には5万件、今回調査時は10万件のアクセスがありまして、10月1日は1日に1万6,300件入っております。現在までにアクセス数が32万件です。それから、掲示板の書き込み数では、昨日現在1,700件となっております。今後とも、是非これについては皆様方のご活用をお願いしたいと思います。

そこからまとめたものに入っていきます。1番目は、国勢調査をめぐる社会的環境、いわゆる調査環境をどういうふうに、私どもが見ているかということの説明です。2番目は、そこから国勢調査が直面している諸問題についてまとめてみました。3番目は、私ども市民の視点から、どのような形であるべき方向性を提起したらいいかという提案をまとめてみました。

まず、国勢調査をめぐる社会環境の点です。ここに、「1.地域社会の変化」、「2.居住環境の変化」、「3.治安に対する警戒心が増した」、「4.プライバシー意識の変化」、「5.調査員からの訴えも」の五つを整理しておきましたが、これは、統計局でお出しになっている資料をいただきますと、かなり認識は共通している。かなり一致した話し合いができるという意味で、非常に信頼できるという安心感があります。話し合いの場を15年間、持ってまいりましたので信頼感もありますが、認識が共通であるという意味で、偏見とか、無用な摩擦ということが少なくともない。そこからどういうふうに打ち出すかの論議になるという信頼感を持っております。

五つの問題点から分かることは、つまりレジュメに書かれておりますが、「調査員調査方式が限界に達している」。前回も限界にきているということを経験したことを資料の雑誌で書きましたが、今回このように論議なされるということは、私どもとしては大変感謝していますし、評価しております。これを無視しては次の5年先は見えない、破綻するという危機感を持っております。

どのような訴えかということで、調査員調査方式への意見を書いておりますが、単に1行ずつ7項目ですから、並べても実態の生々しさが伝わらないと思うのです。そこで、本当に悩みながら、電話で受けた、泣きながらとか怒りながらとか、悲喜こもごもの、市民の訴えをどのように伝えるか、大変稚拙ではございますが、前回の不満と不安というものを書いています。左側の方で、文字ではありますが、どのように悩んでいるか、苦しんでいるか、残酷という言葉が適切だと思うくらいに、悩んでおります。中には引っ越す方もいます。引っ越した先で、また調査に当たって、また引っ越さなければならないとか、そういう相談、訴えが本当に頻々と入ってくるわけです。その生々しさを、是非お汲み取りいただきたいというのが、私どもの今日の一番の使命です。

それから、統計局では特に非常に丁寧にプライバシーを守るためのマニュアルを作っております。前回から出されているようで、内容は申し分ございませんが、ほとんど活用されていません。今回調査ではむしろ調査員の方からの電話が多いのですが、そのときにお聞きしますと、「マニュアルがあることすら知りません」、「もらったけれども、調査員の事務に関する説明だけで終わりで、プライバシー保護に関する説明時間はありませんでした」ということで、マニュアルはほとんど活用されていない。マニュアルを手にとって、説明会での説明がなされることはないと思った方がいいのではないかと思います。これが1番目です。

2番目の「調査項目が問題であるという声の増加」については、ブックレットを見ていただきたいと思います。出版したのが、古くなっておりますが、10ページに1990年の時点での統計がございます。そのときですら、一番端的なのは最終卒業学校、いわゆる学歴の不詳が、80年からこのように上がっていますね。2000年で、また上がって、この次、2010年と上がっていくのではないかと。学歴が一番センシティブなアイテムでございます。高学歴を持っている立場からは見えませんが、中学卒あるいは中退、昔の小学校しか卒業していない人たちが、大学を卒業していると無理して書いているわけですね。

そのほか、配偶者の有無、それから労働力状態、あるいは女性の場合、出生の年月などが非常にセンシティブで、これは身を切るほど痛いというのが、電話の向こうから伝わってまいります。それを見ていただきたいということで、2番目は終わりたいと思います。

3番目ですが、「調査結果が住民のために利用されているのか?という疑問の声」です。本気で調査のことを考えている人は意外と多いのです。とにかく嫌だという方も多いですが、せっかく協力したいのに、協力できないではないかという怒りがあり、これは非常に真面目な方が多いということです。そういう意味で、調査結果が役に立っているのか、なぜこれだけの多

額の経費を使うのか、というようなことが随分と訴えられております。

4番目は、全数調査、それから調査の信憑性ということについて。“釈迦に説法”ですが、聞き取り調査の状況として全国平均で1.7%、81万、それから東京都では約6%、30万という数字が出ています。それから、とにかく嫌なことを書いたという声があり、先ほどのセンシティブ項目については、ことごとくそうです。どう書くかで1カ月間、夫婦げんかをしていたという話がございます。本当に悩んでいる、そういうときに、見られることになるため悩んで、うちは結婚している、初婚である、妻の方が年下であるというような事実と反することを書いているということがございます。

あと、調査員の態度です。統計局で作成された資料で指導されていますが、とにかく封入をしても目の前で調査員に破られるというのが非常に多く、また、「なぜ封入するのか」と調査員に叱られて、開けて、聞き取ってそこで書いていくこともあります。このようなことが非常に多いので、調査員としてのマナー、モラルということが欠けているということを訴えておきたいと思います。

最後に一市民の視点からの提案ということに入っていきたいと思います。まず、私どもとして、何かの形で大改定があるとしたら、是非プライバシー権、少なくとも知る権利、それから選ぶ権利、そういったことをプライバシー権と言っておるわけですが、私生活をのぞかれるという時代から、情報社会では、自分の情報は自己決定できるシステム、あるいは医療の場でいうインフォームド・コンセント、同意する・しないというようなことを大前提にして調査を実施していただきたい。

そこでレジユメに「A.回答への同意・不同意の選択を認める」、「B.記名式の調査は止めること」、「C.調査員による対面調査は止めること」と書いていますが、回答への同意、不同意を認めず、罰則規定によって強制すると、信憑性にかかわるような数字が出てきて、それでいいのかどうかということになると思います。

それから、記名式に抵抗があり、方法的に記名がなければ喜んで気楽に書けると思うし、これほど混乱と不評ぶりは起こらないと思います。そういう意味で、記名式の調査、そして調査員による対面調査をやめる、ということが基本的なところではないかというふうに思います。

2点目は、人口の把握は必要だということです。これは私どももそう思いますので、長い間話し合いを行ってまいりました。あらゆるものは要らないというようなアナーキーなことを申しておりません。人口調査はきちんと実施して、いいデータを残す、これは国の基本だと思いますし、市民の基本だと思います。

もう一つ、アメリカその他でロング・ショート・フォームという形で実施していますが、それがいいかなと私どもも考えて討論をしております。調査項目を精査して、全数の場合は人口調査、文字どおりセンサスですが、あとは経済的属性、住居等、必要なものに限ってですが、この場合には一部抽出、サンプリングで調査する方法がいいのではないかと思います。また、これならば協力する方がずっと増える。これほどの混乱は起こらないと私どもは思います。

あと、法定人口としての利用ということが根拠に挙げられていますが、ここにありますように、どうも議員定数の決め方と投票する人の人口が違うという、ぎくしゃくしたものになっているということがおかしいのではないかと思います。

それから、罰則規定を外していただきたい。

また、国勢というような、戦前の富国強兵、産業殖産といった時代の名前ではなく、「勢」とかいうことではなく、「人口調査」という名前に切り替えていただきたい。

さらに、調査票についてですが、地方分権の流れですので、地方自治体の統計行政組織の方に委託するとか、もっときめ細かい、各自治体のニーズに応じた調査を立てるとか、項目を選ぶとか、そういった柔軟なフレキシブルな立て方ができないかというお願いです。地方分権の流れのお願いです。

最後ですが、統計に関する情報公開、今回はこういうふうに時間をとっていただいて感謝をしておりますけれども、今まで長期的に話し合いはさせていただいてきましたが、調査する、される、利用する三者による、もう少しきちんとした委員会を作り、恒常的にも情報公開するというようなシステムがあれば、もう一つ信頼されると思います。昨日も、今日も、ホームページに「頑張ってきてください」といったメールが知らない人からも入ってきて、とにかく励まされている、期待されているわけです。肩の荷が大変重いわけですが、そういったことが恒常的になされていけば、もっともっと気軽にいろいろ声を反映するようなチャンスが生まれるのではないかと考えております。

最後に、申し上げたいことが2点ございます。本当に前回から今回にかけての破綻している状態について、組織的に話し合って「私どもはこういう意見です」とわざわざ電話をしてくるような組織化、それから役所へ行って訴えて来る、自分が届けるといったような積極的な行動化、そういった組織化、行動化ということも既に見えています。5年経つと、市民の意識、行動意識は変化するわけですので、「先回はこう、だから今回も」というものではないと思います。問題意識、行動化はうなぎ登りに変わっていくと思いますので、そういう意味で考え直していただきたい。

それから、調査のデータが必要だということは、調査実施者あるいは利用者の方にとってみれば、それは分かるわけです。データというのはあればあるほど、それは利用価値があり、参考になる。問題は、「1」という数字が1人の生活者の生の数字だということを踏まえていただきたいということです。したがって、必要だという観点からだけではなくて、それは痛みを持っている、恥ずかしさをもっている、協力をしようというので頑張っ書くと書いた生の生活者の痛みの中で数字になっているということ、是非とも踏まえていただきたいと思います。原則は必要最小限度の個人情報の収集、この1点に尽きると思います。必要最小限ということにこだわって検討していただきたいと思います。

○竹内座長 どうもありがとうございました。

ご質問がありましたら、お願いします。

和田委員 市民の立場から生々しくということで、具体的に伺っておりました。いろいろな調査員の方の報告を伺っていると、調査員調査にも別の評価があるように感じます。例えば、お年寄りの一人暮らしだと、調査員の方が来て「書き方が分からないけれども協力する気はあるのだ。ただ、目が悪いのでマークを塗り潰したり書いたりするのが大変だ。調査員のあなたに来てくれて助かった。代わりに書いてくれ」という方も多くいらっしゃるようです。いろいろな項目はおっしゃられたとおり、未婚だ、既婚だとか、年齢だとか、私にも覚えがありますが、痛みとか、恥ずかしさとかを伴うということは分かるのですが、かといって、例えばレジュームのプライバシー権のところの「C」に書いてあるような、調査員による対面調査を一律やめてしまうというのが、「国勢」調査という名前の是非は別にしても、この全戸数の調査をよくするものなのかどうか、長くご研究なさっている立場からお伺いしたいと思います。

○山本代表 そういう補助者、サポーターという役割は、別途きちんと立てて、それを希望する方に派遣する、あるいは同じ調査員でも、そういう役割を希望に応じてなさるといようなシステムは工夫が可能ではないかと思ます。そこは私どもも、否定する気は全くございません。

和田委員 例えば具体的にいうと、その希望を出す、出さないにしても、私の祖母なども、もう93歳で一人暮らしですけれども、「希望であれば郵送して」ということであると、難しいのではないのでしょうか。

山本代表 そういうサポーターという制度ができたということをかなり宣伝して、とにかくいろいろな形で、そういう利用やニーズに応えられるような、そういうシステムを是非考えていただきたいと思ます。

和田委員 調査票を見られることが問題だとおっしゃいましたよね。例えば、見られることが分かっている、もしくは目の前で開けられるようなことがあったからこそ耐えかねるというようなお話がありました。調査員は何うけれども、郵送も可能である、希望する人はポストに入れてください、もしくはインターネットでもということで、調査員は調査票を配布するのですが、記入内容はその調査員には見られないという方式でも構わないのでしょうか。

山本代表 調査票を配布するだけでしたら、私ども特に反対はないので、考え方が未熟でございますが、配布するだけで、ニーズを聞いて帰るという役割に。

和田委員 書いてほしいという方もいらっしゃるのでは。

山本代表 基本的には対面調査方式を廃止するというようなシステムになれば、今、おっしゃったようなお考えには応えられるのではないかと思います。とにかく、何もかも調査票の収集に行くなどということではなく、現在の調査方法は、対面調査、聞き取る、書かせるということで、受け取って、見て、持っていき、全部確認をするということであるが、おっしゃるようなニーズにおいて柔軟に、いろんな対応ができるサポーターという意味では、全く似て非なる役割ではないのでしょうか。そこはご研究いただきたいと思います。

○萩原委員 お話を伺っていると、問題認識が一緒というのもよく分かります。それでどうするかということで私も発言しているのですが、ここに書かれている郵送方法の導入や記述式をやめるというのは、抵抗感をなくすという意味では有効な提案だと思います。そこでお伺いしたいのですが、仮に郵送提出を導入すると、諸外国の例を見ますと、回収率9割なんて望めませんので、当然フォローアップ調査をする人が訪問する形で実施していくことになる。それから、仮に記名式をなくしますと、調査客体のダブリのチェックにもものすごく時間がかかります。私もこういうものの管理を行うときに、すごく重要なのは、元台帳に番号が振ってあって、それでマッチングして、回収した、しないという仕組みが郵送調査には不可欠だと思うのです。

では、それをリアリティのある形で実現するとすると、恐らく住民基本台帳を使わざるを得ないと思いますが、ご承知のように、住民基本台帳ネットワークは住民票コード自体が管理につながるということで一方の批判を浴びている。私は郵送調査とか、無記名の場合は、一つずつ番号を振るというのは調査を管理する上では不可欠だと思うのです。この辺については、どのようにお考でしょうか。

山本代表 住民基本台帳については、いろんな形で考えておりまして、実はブックレットには、住民基本台帳ネットワークが全国的に運用する以前の段階で書きましたので、住民基本台帳人口を国勢調査結果として十分に使えるのではないかと、統計的にもほとんど誤差がないでは

ないかと、比較的、楽観的な気持ちでございました。だから、内心、将来、変わるという批判を持ちながらも、一応、私はしたためたのです。住民基本台帳ネットワークが全国統一化されて、今度はアイテムが何項目が増えるのではないかという話がいろいろ言われてきたので、いよいよ本格的な国民背番号制のシステムに移らないか、その辺との兼ね合いの問題というか、懸念の方が、私は強いのですが、いかがですか。

萩原委員 対面調査をやめて郵送調査に移行するとなると、その台帳は住民基本台帳なのか、あるいは郵便局の名簿、アメリカの場合は郵便局のリストなどを使っているようですけども、どこかの名簿を使わざるを得ないわけです。そうすると、無記名ですので、当然その名簿に番号が付いていないとマッチングできないわけです。だれの調査票が回収できて、だれの調査票が回収できていないか。また、その番号を全くまっさらで、全員に番号を振るのか、あるいは住民票コードを使うのは許容するのか。これはコストとか、効率とかの問題だと思しますので、多分に官庁的なことではいえば、住基台帳のナンバーがあるのだから、それを使えばいいということになると思うのですが、これはまた、プライバシーの議論になると思うのです。その辺について、こういう市民活動の立場から、住基台帳コードは使ってほしくないのか、郵送調査を実施するときに使うべきではないのかどうかについて、ご意見をお聞かせください。

山本代表 状況、条件によると思います。でも、大多数の市民は、反対だと思っています。私自身は、住民基本台帳の項目が今の段階から増えない、国民的コンセンサスがきちんとした形でない限りは一切増やさない、それから、調査した一方の項目とクロスをして続けて行くうちに、やがてその項目も常設していくようなことにならなければいいかと思います。したがって、その制限をしっかりと設ける、国民に約束をする、そういうことが守られれば、一つ不信感を解く工夫にはなるのではないかと思うのですが、そこが突破口になって、住民基本台帳にどんどんアイテムが加わる、それから、人口項目とクロスして使われていくというようになると、そこは私の専門外ですが、いろいろと暗雲が立ち込めてくるのではないかと思います。

萩原委員 郵送提出で調査票が返ってきて、国勢調査だけに使われるのであれば、国勢調査に住民基本台帳のナンバーを調査の管理に使うということは許容するということでしょうか。

山本代表 検討をしないと分かりませんが、そういうことは検討の対象にはなり得ると、少なくとも今日、私個人としては申し上げられると思います。これは会全体の意見ではありませんが、検討はしてもいいのではないかと。ただ、その先に多分に批判がいろいろとあり、同意が得られるかどうか、非常に心もとないところだと思います。

竹内座長 レジユメのプライバシー権のところの「A」で、回答への同意、不同意の選択を認めるということになりますが、この内容をもう少し詳しく伺いたいのですけれども、一つ一つの項目について、これは嫌だと思ったら、嫌だという権利を認めるということですか。

山本代表 はっきりいったら、そういうことです。

竹内座長 そうすると、言いたくないことにどこまで強制することができるかということが問題になると思います。実際問題、書きたくない人は書かないことができるし、うそを書くこともできるわけですね。その場合に罰則規定によって回答の強制をしないということだと思っておりますが、罰則規定が実際に適用されたことはほとんどない。要するに問題は、統計法に統計調査に回答する義務があるということは書いてありますが、この義務規定があることがそもそもいけないという考えでしょうか。

山本代表 何という言葉で表したらいいか。「義務」という言葉を使えば、違反した場合には「罰則」という形になりますよね。

○竹内座長 義務ということを実態化するためには、そうなります。

山本代表 そうなりますね。罰則をなくすということは、「義務」という言葉をなくす。代わる位置付けといいますか、私がそれをすぐ回答できることではないですが、望ましいことは、積極的に「いいな、協力的になりたい」という気持ちで盛り上がって実施されるのが一番いいことですね。

竹内座長 それはもちろんそうです。

○山本代表 あるいは、渋々でもとにかく必要だろうと、感じはよくないがとにかく必要なものだったらやるしかないだろうと、そういうぎりぎりの線で協力するところまで、何かの形で盛り上げるのか。私どものホットラインの電話相談は、いの一番、「罰則があるんですか」と聞いてきますので、そういう意味ではおどおどしていますね。それから、うそを書くという形で報告してくる方が、とにかくいる。そういう形でおどおどして、強制されて、反発しながら書いているというのが、一部の人ですけれども現実にあります、これは信憑性に引かかる内容になるのではないのでしょうか。聞いてくるということは、さっきのセンシティブアイテムあたりがあるからでございます、そういうことで聞いてくるということは、書くしかない、書くしかないとすればどう書くかというふうに、結局、悪循環の方に行っているのが現状で、それはデータから確かめようがないところまで侵食しているのではないかと、私は見ております。

竹内座長 そこで、国民全般に信頼性や有用性に対する納得がなければいけないということはあるのですが、一人一人の方が自分の好みで、答えたくないことは答えたくないとか、気

に入らないから答えないとか、そういうことまで全面的に認めるというようなことになると、調査が成り立たなくなると思うのです。ですから、「義務」という言葉は「罰則」が付いてくるから、どう使っているかわかりませんが、それは国民としては協力していただくべきものという考え方は、統計調査を実施する側からすれば、持つ必要があると思うのですね。

山本代表 「義務」や「べき」では、そこで既に違っていると思うのですが、是非とも協力してほしいという形で、いろいろな形で説明をしていって、必要だなという盛り上がり国民的に作っていく。それは本当にいいものであれば、私ども、はっきりいって協力いたします。「とにかくこれだけの方がいろいろとリストラで苦しんでいる。いいデータを使ってもらおうではありませんか」とか、そういう形で、共感できれば、私ども、宣伝する側に回りますので、私どもを納得させていただきたいと思います。

萩原委員 今のことに関連してですが、提案の「1」と「3」の関係ですけれども、この全数調査に関しても、同意、不同意を認めるということですか。要するに、男女別はいいですけども、その背後関係なども。

山本代表 人口調査ですよ。基本的には私はそう思っているのですが、全数に既になっっていないという前提ですね。これから全数であるかないかを選ぶのではなくて、いろいろな形で半ば瓦解している認識が欲しいのです。名目は全数になっているわけですが、とにかく何%という形で欠け落ちているわけですし、全数という形で言われているのはお題目だけではないかと思っています。そういうことで、信憑性も含めると、積極的に、ぜひ協力してほしいと呼びかけてもらうことと、時間をかけて何回かやる中で盛り上げていく。いろいろな機関、団体、私どもを含めて協力関係を作る、そういう形ででき上がったら、その統計データがよっぽど信憑性があるのではないかと私は思います。

竹内座長 ほかにご質問はございませんか。

○飯島委員 問題点のところは、先ほどお話がありましたように、余り大きな差はないように私も思います。国勢調査というものは、世界各国がやっているわけですから、「統計の中の統計」でありますから、やはり実施しなければいけない。ただ、実施する場合に、その調査方法として調査員調査の限界に来ている、制度疲労も起こしているというような面が多々ありますので、この調査方法についてどうするかというようなところが大きなポイントだろうと思っています。

そういう中で、山本さんの方で国民と対応する過程において、一つ聞きたいのは、国勢調査というものが、正しく国民に理解され、国民の中にそういう認識があるのだろうかということ

です。

二つ目は、プライバシー保護ということは、感情的な問題の相当支配するものですから、幾ら法律が決められてもなかなか法律で縛るのは難しい。とすれば、日本人として、統計の中の統計の国勢調査について、これは協力しようという公共心、そういう面の積極的な協力が得られるかどうか。

三つ目は、その前提条件としてどういうものが揃わなければいけないのか。ここにありますがけれども、どのように使われているかとか、あるいは市民参画が認められているかいないかなど、いろいろあるとは思いますが。私は統計審議会のメンバーでもあったのですが、この国勢調査というのは、それ以外のあらゆる統計の基礎統計になっているのです。ですから、そのところも広く国民に理解していただかなければいけないと思うのです。また、経団連の統計部会長をやっておりましたが、この間も聞いてみましても、これは「統計の中の統計」で、「あらゆる統計に関係するものは広く活用されているのです」と、「是非これは全数世帯調査で継続してほしい」という要望が結構強いのです。だれもがそう思うのですが、その辺についてはいかがお感じですか。罰則規定云々は別にしまして。

山本代表 まず、理解されているかといいますと、はっきりいって、建て前としてそういうものだろうと思って書く人が結構多いと思います。それから、お上への恭順的な意識で仕方がないといって書く人、そこから逸脱し「くわばら、くわばら」という形で反発して拒否する人、大きく分けて三つぐらいの層に分かれるのでしょうか。本当に必要だというふうに思える内容なのかどうか、私自身まだ分かりません。今の統計のままでいいかどうか、どこまでそれが本当に必要かどうかということになると、検討する必要があると思っています。国勢調査はまずやらねばならないという大前提の前に、何を調べる必要があるのか、どういうふうに生かされてきたのか、どういうデメリットが調査の結果あったのか、そこが論じられておりませんが、必ずデメリットがあったと思っているのです。そういった面を含めて、やらねばならないという大前提から始められる論議は、もう一つ前に戻っていただけないかという感じがしています。

それから、プライバシーについては、確かに、個人情報保護法の制定によって、日本でもある意味で幸いなことに、権利意識あるいは自己を守るというプライバシー意識が出てきた。これは避けられないことで、日本はむしろ国際的には遅れている感じすら持っているわけですがけれども、そのプライバシー意識を単なる感情というのではなく、それは本来のことで、それを傷つけない形で調査を実施していくようなマナーと方法が必要だと思います。私はカウンセラ

ーで相談をやっていますが、本当に神経を遣ったり、プライバシーに気を遣っております。相談というのは、相手の方が嫌だと思ったら物別れで終わります。私としては、とにかくプライバシー、相手の気持ちを尊重し、受け入れながら相談をしております。そういうようなプライバシー、個人の立場の尊重というのをカウンセリングと同じ精神で持っていただけないかと、個人的な私の願いです。そういう意味では、国勢調査は申しわけありませんが、外れており、プライバシーというのは単なる感情の問題じゃないことを踏まえて、なお公共ということはどういうふうに訴えていくかということを考えていただきたい。

それから、積極的な協力のためのいろいろな前提とおっしゃいました。レジュメには、私がかえられることを一応書いてきたわけですし、人口調査というものを何らかの形で説明しながら全数を目指すこと、これは当然だろう。それで、今のように、余りにも多い項目、それからセンシティブな項目については、いろいろな検討をして、一部抽出で調査を実施するということも考えられるだろう。それから、調査員調査方式が問題だということは火を見るよりも明らかですので、調査票を配るところまでは調査員が行い、それ以降は郵送提出とか既に出ておりますけれども、もっとベターな方法があれば、その方に切り切り替えた方がいいのではないかと。

そういう意味では、調査票の配り方から回収の仕方を含めて、トラブルが噴出しておりましたので、私どもは、この際、大改革をしていただき、次回調査ではよほど抵抗感のないものに切り替えていただいて、「変わったな、声は届くんだ」という、それは一つの信頼感につながると思うのです。それが「憤懣やる方なし」という形で、うちのホームページには寝ても覚めても打ち続けている方が何人もいますけれども、「やはり安心できる、お上って、単なる押しつけじゃない」という形で、いろいろそういったプライバシーに配慮のある変革があったら、「声は届く、血の通った行政なんだ」という信頼が、そこから始まると私は信じておりますので、期待してやまない次第です。

十分な回答にはなりませんけれど、そう思っております。

○竹内座長 全数調査はなるべく簡単にして、必要なものならば標本調査とした方がいいのではないかとご意見がありまして、私はある程度、それも賛成ですけれども、一つ申し上げたいことは、標本調査の場合に、「一部調査だから、答えたい人だけ答えればいいのか」ということでは困るのです。標本調査というのは、ちゃんと客観的な方法で割り当てたことで答えを出してもらわなければいけないので、調査員の好きな人を選んで調査を実施するというのは困るのと同じように、「はい、私、答えます」という人だけ集めたのでは駄目なので、そういう意味からすると、同じような問題が生ずると思います。その辺はどうお考えかお伺い

したい。

○山本代表 確かに、同じ問題が起こりかねませんし、例えば家計調査の調査期間は半年間でずさまじいと、先日、研究者の方から聞きました。家計調査は家計簿を1冊書かせるわけで、国勢調査以上に台所のこと、お金の使い方など、あれが流出したらどうなるのだろうかと思うくらいの調査事項があり、いろいろと抵抗感があると思うのです。ですから、必要最小限という形で、できるだけ最小限に絞って考え直していただかないと、家計調査もどうなるのだろうかと思います。

それから、実は、私は厚生行政の方の仕事にかかわっておりますけれども、かつては障害者の調査が1973年から20年間ほど実施されず、それについて「調査と人権」という本が現代書館から出ております。私もずっとそれを追求してきたことから、そのときの問題意識から国勢調査に関する議論へ入ったのですが、今ではようやく障害者の立場が理解されてきましたけれども、とにかく各家を回って、漏れなく、逃さないで拾い上げるようにと、こういったような言葉が手引き書等にありまして、それが福祉事務所から出て大爆発したということがありました。

ですから、調査を実施することは大事で、いいことだという大前提は問題だと思います。調査のあり方、必要度といったことだって、検討し直してみるべきだと思います。今、ほかのセクションで調査体制、統計行政そのものの検討をなさっているようですけれども、とてもいいことだと思います。必要だからという大前提で話が進むと、ちょっと待っていただきたいというふうに、私はストップをかけたくなのです。今、おっしゃったことも、ほかの一部抽出調査のときも必ず起こってきますので、同じような課題が、同じように問われて、同じように努力をする必要があるのではないかと思いますけれども。

○萩原委員 竹内座長がおっしゃったのは、多分その精度の問題にもかかわってくると思うのです。つまり、サンプル調査にすると、私も経験がありますけれども、普通の一般的なアンケートもそうなのですが、「まあ、じゃあ、いいや」というような態様の調査客体が結構あるのです。そうすると、私も抽出調査は賛成なのですが、心配なのはそこで、例えば回収率が50%になってしまうと、今度は抽出調査そのものの信頼性というのがかかわってくる。

竹内先生にお伺いしたいのですが、抽出調査でも、私が今かかわっているインターネット調査などは片寄っていると批判を浴びています。「インターネットで聞いた意見は国民の意見ではないじゃないか」というのは、ずっと10年ぐらい言われているのです。そのために、いろいろなサイエンティフィックな試みも行われていまして、それが補正です。プロベンシティ（傾

向) というものについて、当然、ネットユーザーと非ネットユーザーとで考え方が違うのですが、ある属性で結びつけると、ネットでやった意見から全体を推計できます。国勢調査も仮にサンプル調査を導入した場合に、協力者と非協力者を何らかのフォローアップ、あるいはほかの調査で補正をして、仮にサンプル調査の回収率が50%でも、全体の動向をきちんと推定できるようなことというのは、現実的に可能かどうかというのが、サンプル調査を入れるときの重要な問題になると思うのですが。

○竹内座長 統計屋をしている観点からお答えしますが、普通の郵送によるアンケート調査などの場合は、今、おっしゃった回答率50%といったら良い方で、30%とか20%ということもしばしばあるのです。ですから、純粋に形式的に考えたら、ほとんど意味がないということになるかもしれないですが、例えば意見調査などの場合は、ちゃんとした意見を持っている方が大体答えられるので、答えない人はほとんど意見がない。そうしたら、意見のある方の中で何%ぐらいが賛成で、反対というようなことを問うのは、それなりに意味があると思います。そうでなくて、もっと客観的な属性を調べようというときには、答えない人だけが、例えば「あなたは何か良いことしましたか」というようなことを問われたときに、回答を見れば、良いことをした人の方が回答率は多くなるに決まっているわけです。もっと極端に言えば、「あなたは犯罪を犯しましたか」というアンケート調査をして、「犯罪を犯した」と答えた人は0%だとしても、これで犯罪率0%ということにはならないわけです。だから、問題によると思います。

ただ、国勢調査のような場合は、先ほど飯島さんがおっしゃいましたけれども、国勢調査は単にそれだけを使うのではなくて、それに基づいて、例えば標本調査を実施するときの母集団の枠に使うとか、いろいろなことの基本的な前提になっていますから、100%に近いことが、望ましいわけですから、そう少ない数字ではいけません。信頼できるということから言えば、50%ではちょっと無理ですね。ただ、95%でもあとの5%分を埋めるためのいろいろな推計標本による補正はやった方がいいと思います。そうした補正は外国でもやっています。

建前としては、全数調査はどうしても必要だと思います。建前というのは変だけれども、もちろん完全な全数調査の実施は世界じゅうどこでも難しい話で、アメリカなどでも回収率はそんなに高くないです。実際に回収率が必ずしも十分達成できなかったところは、補正するというやり方しかないと思います。

○萩原委員 例えば今回の調査ですと、家の広さとか、通勤しているところの場所とか、これも全数で調査しておりますけれども、こういったものは、サンプル調査で、実際にその質問

の使われ方として、全数でなければいけないのか、あるいは利用交通手段とか、住宅政策のために利用する家の広さはサンプル調査でいいというふうには考えられますか。

○竹内座長 大規模なサンプル調査ならば、もちろんそういうものはサンプル調査で十分だと思いますし、先ほどロングフォームということに、触れられましたが、ロングフォーム形式という調査方法、一部の客体だけ詳しく質問して調査するというのは外国では行われています。私は、それはいいと思いますが、ただ、国勢調査のときにそれを行うこととした場合、日本では抵抗が多いのではないかと思うのです。「何で俺のところだけ、こんなに多い調査事項を答えなければならぬんだ」という話になるのです。

ですから、たくさんの調査項目があるのを、例えば五つなら五つに分けて、それぞれ同数の質問にして、基本的な質問と結びつけて、全部を五組ぐらいに分けて、この地区にはAの調査票、この地区にはBの調査票にして、一人一人に当たる質問の量はほとんど同じぐらいにするというようなことは考えられないかと思ったことがあります。それは、今の電子的な処理技術からすれば問題は余りないと思いますが、またいろいろ問題が起こるかもしれません。

萩原委員 今の御意見は、すごくいいと思います。何となく、それならいいなという感じがあります。

○竹内座長 サポートしていただければ幸いですけれども。

ほかにご意見ございませんか。市民の側からも、真剣にいろいろ考えてくださるのは、非常に重要なことで、調査する側としても、それをきちっと考えておくといいと思います。それから、調査する側、される側、利用する側を含めた委員会というのでしょうか、統計審議会ではなくて、もう少し別の形でそういうものを作る必要があるのではないかというようなことは、別のところでも議論されております。

○山本代表 私ども、これから鋭意、いろいろ討論会などを持つ予定ですので、そこでまとめたものを是非先生方にご覧に入れたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○竹内座長 どうもありがとうございました。

それでは、議題の第2「調査方法等のあり方について」、第3「諸外国のセンサスの状況について」です。資料をまとめて説明をお願いします。

○亀田課長 それでは、ご説明させていただきたいと思います。

まず資料1ですけれども、検討課題の再整理ということで、前回の懇談会で検討課題、検討

の進め方についてご議論いただきましたが、もう少し重点化すべきではないかというご意見がありましたので、検討課題を再整理したものでございます。

1 ページは問題状況です。これは世帯の協力が得られないという関係の要因ということで、調査への理解欠如、個人情報保護がきちんと徹底されるか不安など、こういった理由が五つくらいあると思われます。そういった要因が左側に書いてありまして、右側に実施者側からの要請、精度確保、早期公表、業務効率化、調査員確保など、こういったところの兼ね合いで、調査の流れをどうしていくかということが、全体の課題なのではないかということで、大きくオペレーション対策と、どのようにして調査への協力を確保していくかという話題に分けられるのではないかと思います。その中でも、特に中央に書いてありますように、配布・回収方法の見直し、調査員業務の見直し、オートロック・マンション対策、これらがオペレーション対策として位置づけまして、また国民の理解を得るための方策、それから調査内容の見直し、これらは調査の協力確保対策にもつながるものですが、大きな5本柱ということで整理させていただきました。

また、ここに関連する事項として、実施体制、それからIT、精度の確保など、ITや行政情報の利用などがオペレーション関連、それから、個人情報保護対策とか、身分証明、申告義務のあり方、こうした事項が、いわゆる協力確保対策として大きな括りで整理しております。

2 ページは、その新旧対照という形で、前回ご提示した検討課題の資料で、対応関係を示しております。

3 ページは、今後の進め方ということで、今回は、調査票の配布・提出、調査員の業務、実施体制、それからオートロック・マンションの対応、これにあわせて、オペレーション関連関係ということで、精度確保、IT、行政情報、そういった辺りまで、ご議論いただければということです。

第4回の議題として予定しているオペレーション関係について、まとめをご議論いただき、加えて、調査の協力確保対策ということで、国民の理解を得るための方策、関連事項として個人情報保護、それから大きな課題として調査内容について、という形で議論をしていただき、5回目以降、改善策の提案ということで、たたき台の検討に入るというような流れでお願いできればと思っております。

4 ページと5 ページは、前回の懇談会で出されました意見をまとめたものですので、参照いただければと思います。

それでは、資料2について、これが本題になるわけですが、

て」ということであります。「1」は「調査票配布・回収方法について」ということで、(1)に「調査の流れ」として、現行調査員による配布・回収の実際の流れ、手順を示しております。

(2)に「現行の調査方式の意義」として、調査員がなぜ世帯と面会しているのかということについて、調査対象を正確に把握する、記入方法を説明する、世帯の理解を得る、調査票が封入されずに提出された場合は内容を確認して点検できるということで、正確性の確保、調査の精度を高めるという観点で整理しています。

それから、世帯名簿、調査区の要図もそれぞれ、調査の精度を確保するために作成しているところ です。

それに対し、現行調査方式では、次のページの(3)に示すような問題が見られ、これは第1回の会議でもご説明しましたが、結局、密接不可分に関連しているということで、調査票配布・回収方法の見直しという点、それから調査員の規模や、調査員の資質や業務内容の両面から、これらの問題にアプローチしていく必要があると整理しています。

次に(4)は、調査票の配布・回収方法の検討ということになります。まず、配布方法については、調査員が郵便受けに配布するか、郵送配布を挙げております。郵送受けに配布する方法でも、世帯とまったく面会しない、次々とポストインしていくというやり方もあると思えますけれども、2回くらい訪問して、どうしても会えなければ、郵便受けに配布するような制限方式もあります。

また回収方法としては、郵送、インターネット、役場へ持参、回収場所の設置、このほかにもあるかもしれませんが、この四つのどれか一つにするということではなくて、回収方法を多様化することによって世帯の選択肢を増やすということではないかということです。

(5)は「調査票配布・回収方法に係る評価」です。今、申し上げた方法についての評価ということで、現行の調査員が配布する方式のメリット・デメリット、新たな選択肢についてのメリット・デメリットという形で整理しております。配布方法については、例えば調査員が郵便受けに配布する、郵送配布は世帯と面会しないということから、調査票の記入方法について調査員が説明できないことになるので、コールセンターか何かを設置して、簡単に問い合わせられるような仕組みを設ける必要があるという課題を挙げております。もう一つ大きな問題としては、世帯に会いませんと、世帯名簿を正確に作成することができないということが挙げられますので、世帯名簿作成のために行政情報の利用が、今後、課題になってくる可能性があります。それから、郵送配布するとすれば、事前に住所リストをどう準備するかといった問題が出てきます。

また、回収方法について、多様化するメリットはあるわけですが、これらの方法だけでは、どうしても回収率は低くなるというのが大きな問題です。それから、調査員が点検できない、あるいは、もう一つ大きな問題ということで、こうした郵送とか、インターネットの方式をとりますと、世帯が郵送で出したところに調査員が訪問してしまい、世帯からの苦情やトラブルになることが予想されますので、そうしたことのない情報管理の仕組みを考えていかなければいけないだろうと思います。

それから、郵送提出になりますと、平成 17 年国勢調査の第 1 次試験調査でも検証しておりますけれども、受付確認事務に非常に手間がかかるということで、どうしても公表の遅れにつながるのではないかとといったような問題点がございます。

19 ページをご覧くださいと思います。第 1 次試験調査での郵送による提出方式について、ここに書いてあるように、督促も含めると、8 割方の回収が得られたということですが、「3」にあるように、問題点としては、受付、提出世帯の確認事務に非常に時間がかかるということで、何らか効率化する方策をとらないと、このままでは難しいという結論が得られております。

なお、20 ページの「参考 4」ですが、同じ試験調査で、調査員がどういう時間帯に訪問したのか、その時間帯に行って世帯に会えたのか、何回ぐらい訪問して世帯に会えたのかといったことをまとめておりますので、参考にいただければと思います。

4 ページに戻っていただきまして、「調査員回収と他の回収方法の組み合わせに係る評価」と書いてありますが、先ほど申しましたように、郵送とかインターネットはどうしても回収率が低くなりますので、調査員回収と組み合わせないと、全数調査は担保できないのではないかと考えられます。やり方としては調査員が回収しますが、併せてインターネットとか郵送についても、選択肢として用意していくというやり方が「 」です。

それから、「 」として、郵送回収やインターネットによる提出を原則として、提出がなかった場合に調査員によるフォローアップをするという、アメリカやイギリス的な方式があるのではないかと整理しています。

「 」としては、地域によっていろいろな状況があるので、地域の状況に応じて、従来どおりの調査員の方式と、調査員フォローアップ方式みたいなものを組み合わせて、使い分けるといったやり方があるのではないかと整理しております。

デメリットとしては、調査員回収を原則として、郵送もインターネットも併せてということになりますと、調査票を回収できたかどうかをリアルタイムで調査員に伝えていく必要があり、情報システムのオペレーションが非常に複雑になるのではないかと懸念もあります。フォ

ローアップ方式の場合は、そういったオペレーションの複雑さは、少し軽減されると思いますが、逆に、インターネット、郵送の締切の後に調査員が回収するので、調査が長引いて公表が遅れるといったデメリットがあります。地域による使い分け方式の場合は、地域によって提出方法が違うのは不公平だという声が出てくる可能性が高いという問題もあります。また、オペレーションが若干複雑になるといったところをデメリットとして整理しております。これらが調査票の配布・回収方法に係る考え方の整理です。

5 ページが「調査員の業務について」ということで、(1)で調査員確保について、どういった割合で確保しているかについて触れています。自治会からの推薦が過半を占めており、これが毎回困難になりつつあるというのが現状です。

(2)では調査員業務について、ステップごとにどのような問題があるかということ整理してあります。

こういった問題を受けまして、6 ページの(3)で、対策の方向性ということで整理をしたところです。調査員確保が非常に困難ということなので、先ほど申しましたような調査方法の見直しをしますと、調査員が場合によっては少なくても済むやり方もあります。そうしますと、調査能力の高い少数の調査員に調査を任せるという少数精鋭化の方向性が出てくるわけです。これが「A」です。続きまして、「B」は、これも若干の少数化は図れますけれども、ある程度、従来並みに自治会等の理解を得て、調査員の確保をしていくものです。ただし、その場合には、今の調査員の業務が大変なので「やめたい」とする自治会もあるということなので、業務負担の軽減を図らなければなりません。また、調査員資質の向上を図るとというのが大きな方向性として出てきます。

それから、「C」として、先に述べたものと重なる部分がありますが、「採用方法を見直して優秀な調査員を確保する」ということで、以上、三つの観点から整理させていただきました。

「A」の「調査方法の見直しにより少数精鋭化する」という方向性ですけれども、現在の調査員規模は、調査方法が変われば、例えば配布とか回収期間を長くすれば、少ない調査員で済むというような、調査方法によって調査員数は変化するということでございます。

7 ページは、調査方法によって調査員の規模がどのように変化するかについて、ラフな計算で示しているものです。郵送配布にすれば、当然、調査員が原則として必要なくなります。それから、郵便受けに配布する方式ですと、たくさんの世帯に配布できますので、6分の1ぐらいでできる可能性があります。回収方式の場合、特に2番目のフォローアップ方式ということ

にした場合には、郵送などで提出されなかった世帯だけを回ればよいということですから、仮に7割の世帯が郵送等を出していただければ、残り3割だけ調査区を巡回することになりますので、単純計算ですけれども、約25万人といったふうに縮減可能になるというようなことを述べております。

「ウ」として、規模縮小によるメリットもありますが、世帯数が大幅に増加するので、人材確保も困難とか、業務の質の低下につながる懸念があるため、試験調査を通じて実行可能性を検討していく必要があるということ述べております。

8ページの「B」ですが、先ほど、業務負担の軽減を図って、自治会の推薦や公募により、理解を得て調査員を確保していくことができるのではないかという方向性について申し上げましたが、調査準備段階、調査票配布・回収段階の中で、特に調査員が負担とを感じるような業務について軽減できないかということ整理してあります。例えば、調査区要図の下書きをプレプリント化する、世帯名簿をプレプリント化するというようなことで、業務を軽減する、あるいは世帯との連絡方法の改善その他、そうした軽減方策というものが考えられないか。これと併せて「イ」にあるような資質向上対策ということも考えられるということです。

9ページに「C」として整理しておりますのは、少し別の考え方で、採用方法を見直すことで、自治会などに頼らなくても調査員を確保する方策はないのかということですが、結論的にはなかなか難しいのではないかと思います。公募の見直しでは、給与などをよくすれば応募者が増加する、あるいは年齢制限を緩和するというようなやり方もあると思いますけれども、余り効果がないのではないと思われま。

その他として、自治体から意見が出されたのですが、マンション管理会社に調査業務を委託するというものがあります。現行の法令上、調査員を国家公務員として任命するという仕組みですから、現状ではできないのですが、制度を変えて、マンション管理会社、社会福祉施設、あるいは派遣会社の派遣社員、これは業務委託という形で行う調査方法もあるのではないかと思います。というのが「C」です。

10ページは、オートロック・マンションへの対応について整理しています。オートロック・マンションでの調査は様々な困難があるということで、先ほども話に出ましたが、「従来の対応策」にあるような、いろいろな協力依頼を行っています。「対応策の問題点」ということで、これも先ほど管理会社の方から話がありましたが、管理人が調査員となることについては、管理人業務がおろそかになるという理由で否定的であるとか、大手管理会社には協力を依頼できても、中小管理会社まで手が回らないといったような問題がありました。

11 ページに、「新たに考えられる方策と課題」ということで整理しております。なかなか難しいわけですが、世帯の不在や警戒心の高まりに対応した調査方法ということで、郵送回収方式のようなものも出てきますし、コスト的にどうかということはありませんが、調査票回収ボックスを設置するということも考えられます。もう一つは協力の確保ということで、「マンション管理会社や管理団体に対する協力依頼をより組織的かつ強力に実施」と書いてありますが、キーとなるのは、マンション管理組合というふうに考えております。従来も、紙ベースの協力依頼を行っておりますけれども、もう少し市町村から強力に調査に組み込んで、住民の協力を得ていくというやり方が考えられるのではないかと整理してあります。

12 ページは「調査のオペレーションに関連する課題」ということで、特に指導員、市町村がどのような事務を担っているのかということです。指導員の業務としては、調査員の指導、監督、調査員が困難な場合の代行という指導監督業務と、調査員から提出された調査票の検査業務が挙げられます。封入提出の調査票については、市町村で用意した会場で検査することとしています。

現状・問題点ということで、指導員については、その8割が市町村職員の兼務という形でして、その関係で勤務時間中に仕事ができないとか、指導員業務が十分できないといったようなケースになっておりますので、もう少し民間からの登用を拡大する、あるいは市町村が兼務する場合の条件を見直すといったようなことも必要になるのかと考えております。

13 ページは精度確保ということで、調査員の回収段階で精度を確保するための方策、それから検査段階での取組みということで整理してあります。調査方法を見直した場合には、例えば郵送で配布する場合には、配布漏れの対策が必要ではないか、また、調査票配布の段階で世帯と面会しないと、世帯名簿の所定事項が記入できないので、調査票が提出されてから、その調査票を基にして世帯名簿に男女別人数を記入していくということが必要になってくるということでございます。調査方法を見直すだけでなく、精度確保も考えていかなければならないということです。

14 ページが、ITの活用、行政情報の活用ということで、先ほど申しました世帯名簿のプレプリント化、調査区要図のプレプリント化等々の効率化方策と、それに伴う課題について整理しています。

15 ページが、民間活力の活用による効率化方策ということで、先ほど触れましたコールセンターについて、今回調査では政令指定都市を中心として実施しているところもありますが、ここでは、中央に設けて、世帯からの照会に対応するというような方策があるのではないかなど、

そのほかの民間活力の導入について整理しております。

16 ページに参考として、まだ一部ですが、調査票の提出状況を示しております。1 割ほどの市町村が出てきておりませんが、現状で、全国で 4.1%、郵送提出依頼を行ったのは 5.2% で、そのうち郵送で返ってきた世帯を除くと 4.1% ということです。平成 12 年調査のときには、これが 1.7% の世帯でしたので、2 倍強の増加になっているということです。

そのほか、封入提出の状況とか、17 ページには調査員の選考状況等も整理しております。

資料 3 は、外国人に対して、現在、どのように調査しているのか、また、調査事務が機関委任事務から法定受託事務に変わったことの影響について、前回の懇談会で質問がございましたので、これらについてまとめたものです。

資料 4 は、「諸外国のセンサスの状況」ということで、今回はフランスとカナダ、中国の状況をまとめております。要点のみ説明しますと、フランスは、2004 年からローリングセンサスということで実施しています。大コミュニティについてはサンプル調査、小コミュニティについては悉皆調査を 5 分の 1 ずつ順番に実施していくというやり方です。要因として、大都市部での調査困難などや、予算平準化の要請があるので、このような取組みをしていくということです。

カナダは、2001 年には調査員配布、郵送回収方式により実施しており、調査票はショートフォームとロングフォーム、2 割の住戸がロングフォーム対象という形です。

今年 2006 年にもセンサスを予定しておりますが、今回は、配布の 3 分の 2 を郵送配布に切り替える、それからインターネットによる回収を導入するという変更を行う予定のようです。

中国は、2000 年にセンサスを実施しておりまして、10 年ごとの中間年には 1 % のサンプル調査を実施するという仕組みです。調査員 500 万人が面接してインタビューする他計方式で実施しており、2000 年センサスではショートフォーム、ロングフォームの 2 つの調査票が用意されています。また、集計は全国 321 地区で分散方式により集計するやり方をとっているということです。

説明については、以上でございます。

○竹内座長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問をどうぞ。

○城本委員 資料 2 の 11 ページで、マンション管理会社への協力依頼の部分で、「考え方」として「法令上、マンション管理人や管理会社の調査への協力義務を導入する」とありますが、具体的にどういうことでしょうか。

それに関連して、先ほど、管理組合あるいは管理会社は名簿を持っているが、調査員には見

せられないという話がありましたけれども、世帯名簿を作るときに、必要なものについては使わせてもらうということを周知するように法令で定めれば、その後は、例えば「国勢調査員が来ましたが、どうしましょうか」と個々に聞かなくてもよくなると思うのですが、そういうことができるのでしょうか。

○亀田課長 最初のご質問についてですが、これははっきり詰めたものではありませんが、前回、委員の方からこういったご意見もありましたので、「考え方」として提示させていただきました。協力義務がどういったものかということについてですが、特に聞き取り調査の場合の居住確認等の情報の提供義務といえますが、そうしたものがイメージとしてあるというわけです。ただ、その右側に書いてあるように、国民への義務づけになりますと法律の根拠が必要になりますので、そこまでできるのか、難しいのではないかと考えているところでございます。

世帯名簿との関係については、堀部先生からお願いできますか。

○堀部委員 先ほど、大京さんから話がありましたが、これは個人情報保護法の第23条などがかわってくるもので、マンションの管理組合が管理人に名簿などを預けておくということだと思います。管理組合自体は、そのマンションに居住する個人の数が5,000人を超えていれば個人情報取扱事業者になりますが、そういうことはまずないと思います。ですから、個々のマンションの管理組合の場合、その名簿だけでは個人情報取扱事業者になりませんので、厳密にいうと法律の適用がないということにもなります。仮に、個人情報取扱事業者であったとしても、第23条で「個人事業取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」とあります。名簿となると、個人情報データベースとでもいまいしょうか、検索可能なようになっていると思いますので、個人情報データベース等を構成する個人データということで、仮に同法の適用になるとしても、「次に掲げる場合を除くほか」ということで、第1号に「法令に基づく場合」とあり、国勢調査は統計法、国勢調査令等に基づいて実施するものですので、この「法令に基づく場合」に当たらないかと思います。

ですから、あらかじめ同意を得なくとも良いのですが、こういうことで第三者提供について異論があるわけですから、「この場合には提供します」というようなことを明確にして、あらかじめ同意を得ておくというのが良いかと思います。厳密にいうと、まず、個人情報取扱事業者になるかどうかなどありますが、法律の関係ではそういうふうになります。

○亀田課長 少し補足しますと、先ほど、義務づけの内容として申しましたのは、世帯が不在等で調査票の提出がない場合に、近隣の世帯に聞き取りができるという規定が国勢調査令にあ

りまして、それに基づいて管理人に聞き取り調査を行うということなのですが、それは任意協力という位置づけになっています。世帯には申告義務がありますが、聞き取り調査への協力は任意協力ですから、義務を課することができるかどうかということがあります。

○竹内座長 堀部さん、法的に言うと非常に難しいと思いますが、調査の当事者でない人に調査協力の義務を課ということが法律でできますか。

○堀部委員 法律をどういうふうにするかにもよるかと思います。

○竹内座長 今の場合は管理組合ですか。

○堀部委員 今の場合は管理人ということで申し上げました。管理組合でも同じです。国勢調査令の第9条第2項に「国勢調査員等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、同項の期間内において、第五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる」とあります。あくまで「できる」規定ですので、相手に対して義務を課するのは、この条文からは出てこないのではないかと思います。ですから、それは亀田課長が言われたように、協力義務までにはならないと思います。

○竹内座長 そうすると、管理組合というか、協力義務を持つ者を厳密に規定しなければならなくなりますから、非常に難しいと思います。法律の素人ですけれども、隣の人にまで義務を持たせることを法的に決めるというのは無理かと思います。むしろ、そういうことを全国的にいろいろお願いして見せていただくということではないでしょうか。

先ほどの大京さんの話では、会社の方としてはそれをやってもいいと考えられるのだけれども、住民の方からクレームがあると困るのでやらないとのことでした。法的に会社に義務づけただけでは、会社の方としては、トラブルが多くなるだけで大変迷惑だと思えるかもしれないので、管理組合に対して、「管理人から名簿をもらうことができますが、それは法的に許されていることなので、それを認めてください」という働きかけを事前にやる必要があると思います。そういう理解を得ることが大事で、法的義務づけというのは必ずしも賛成ではないですね。つまり、管理会社としては住民とのトラブルが起こることを一番恐れているということが、伺っていて分かったわけですから、その点を考慮する必要があるのではないのでしょうか。

○須々木委員 今のお話ですが、国勢調査を成功させるかどうかは、マンション対策にかかってくると思っています。これに対しては、現行制度の中で、これまでのやり方の延長線上で考えると、限界があると思っています。そこで、何らかの形で法的な整備を図る必要があると感じています。先ほどのお話ですと、管理会社は管理組合から委託されているという形になりま

すから、確かに管理会社だけに義務づけしても意味がないかもしれません。管理組合の方は、ある意味では組合員そのものの申告義務があるという前提になっていますから、管理組合に対する何か法的な整備をする必要があるのではないのでしょうか。例えば組合自体としては協力したいが、1～2の組合員から反対があって結果的にできなかったという話がありましたけれども、そのときに組合員の人たちの協力者と言いますか、組織的な意思決定に対する支援や義務づけのような形での法的整備をするというのも、有効な方法ではないかと、そんな感じで聞いておりました。

○阿藤委員 今の管理組合、あるいは管理会社の関係について、通達あるいは連絡はしたけれども、それをしっかりと把握していたという状況ではなさそうだったということが、先ほどの話で分かったところです。ここが一つの重要なポイントだと須々木委員がおっしゃったように、法的整備が本当に必要ならばそれを考えるべきであるし、そうでないにしても、オートロック・マンションの問題が重要だということになれば、管理組合と管理会社、その上部団体も含めて、協力依頼を強化して、協力関係を結べる努力で仕事をしていくことは必要だということが、随分分かったような気がします。

それから、日本の場合は、調査員の数が多い。逆にいうと、1調査員当たりの調査対象数が少ない。他の国では1調査員が何百というような戸数を受け持ち、地理的に広大な国でも1調査員がそのくらいの戸数を受け持っているというケースがあります。もちろん、メリット、デメリットがあることは承知していますが、調査員数を絞れば、質の高い調査員が募集しやすくなりますし、トラブルも少なくなります。もちろん日数がかかるという問題がありますが、日本の場合、どちらかというと日数とか、タイムリミットとか、非常にパンクチュアル(時間厳守)でなければならぬということに力点が置かれやすい傾向があるように思うのですが、この点はもう少し柔軟な対応をして、質の高い調査員が調査するという方向でいく努力も必要かと感じました。

3番目に、調査方法について、回収方法も含めて多様化するというのは、多分、必然の流れだと思います。今回の第1次試験調査でも、検証しながら進めてきていると思いますが、ある方法をとればこういう問題が起こるということは、いろいろ予想されるわけですから、当たり前のことですけれども、調査方法を変える、多様化するという場合には、いろいろな実地検証をしながら進めていくことが重要なので、その方向でお願いしたいと思います。

最後に、今日のヒアリングで、市民団体の代表の方から話を伺いましたが、調査する者、利用する者、される者の三分法とでもいうようなところもありました。確かに国勢調査が始まっ

たころの時代にさかのぼれば、そのような雰囲気もあったと思います。しかし、日本という国は相当成熟した民主主義社会になっており、行政が市民のために、エビデンス（証拠）に基づくポリシーを遂行していく、そういう証拠の統計に基づいた、きちっとしたニーズ把握をした上で行政を行っていく、むしろ市民の要望に応じて統計があるというように、私は考えたい。ですから、調査をする者、される者と余り対立的に考えすぎるのもどうなのかなと思います。

○和田委員 調査員に関しては、人員の確保が困難である、もしくは高齢化している、仕事内容が大変で負担が多いなどと、いろいろなお話があるのですが、そもそもこういった報酬体系になっているのでしょうか。私の上司のお父さんが調査員をされたので話を聞いてみたら、何度足を運んでも、10回行っても、20回行っても、最終的に会って回収できなければ報酬にならないということでした。それは自治体によって違うのでしょうか、それとも国が定めているのでしょうか。成功報酬型なのか、受け持ち世帯数型なのでしょうか。質の高い調査員をいかに確保するかといった問題意識を持って、頂いた資料を見ますと、自治体からの声の中に、個々人の自発に基づくボランティアベースで集めるのは困難なので、アウトソースしたい、例えば人材派遣会社から教育されたプロを雇いたいという提案が数多く出ています。今回の資料を見ますと、公務員でならなければいけないため、アウトソースには法令の改正なりが必要と書かれています。ただ、これからの国勢調査を考えていくに当たり、ボランティアに、つまり自発的に手を挙げてくださった方が、成功報酬型だからということで、たくさんの調査区を担当して、漏れがないように封筒も開けて内容確認して頑張るといった意識につながるならば、それはそれで問題だと思います。実際には、負担が大きくて大変だということから調査員のなり手がいない、調査員の質の向上に関して、指導員の方は時間がない、あるいは、自治体によってはプライバシー関連のマニュアルを口頭で言うだけのところもあるし、あるいは全く読まないところもあるなど、調査員の訓練内容にもばらつきがあるようです。

調査員の調査方法をめぐるトラブルなどが多いといわれる中、今後の考え方として、人材派遣の方に、マニュアルもしっかり読んで、プライバシー保護マニュアルをしっかり読んだ訓練を積んだ調査員となっただき、質を確保した上で調査に当たってくださいというような改革について、必要ならば法改正も含めて検討する必要があるのではないかと強く思う次第です。

○亀田課長 ボランティアベースという用語弊があると思いますが、中には報酬が高過ぎるのではないかとの意見もあります。大体平均すると1人当たり4.5万円です。

○竹内座長 この場合、担当世帯数はいくらと想定していますか。

○亀田課長 50世帯です。

○萩原委員 資料2の参考3として、平成14年に実施した平成17年国勢調査第1次試験調査における郵送調査の試験調査の話がありますが、当時、統計局で郵送への切り替えを検討されていたかどうか、調査周期を考えると来年も同じように郵送調査を実施する計画があるかどうかを伺いたい。それから、同試験調査の数字を拝見すると、郵送調査を全部提出にしても、聞き取り調査の状況は5.5%ですが、資料2の参考1の方でいうと、本調査でも5.2%とほとんど同じくらいですね。当時、郵送調査を導入しないと結論された理由として三つ挙がっておりますけれども、どうでしょうか。

○竹内座長 郵送提出調査の提出状況は期限内のものが66.1%ですね。督促状の投函後に提出された調査票が13.3%、それが調査された郵送提出分でしょう。それで約80%。

○萩原委員 資料2の参考1を見ると、今回の国勢調査において、聞き取り調査世帯は全国で5.2%と出ています。この5.2%と比べるべきは、参考3に出ている14.2%+5.5%ですか。

竹内座長 そうですね。

○萩原委員 そうすると、郵送だと、フォローアップのところが非常に大変だということがよく分かりましたので、話は変わってくるのですが、当時、郵送提出について試験調査でやられても、結局やらないと判断されたわけです。その理由として三つありまして、1位が精度で、残りの二つは結果の利用というか、スケジュールの問題が大きいように思います。次回調査に当たり、郵送についてはこれから検討されると思いますが、この結果の遅れというのは、どの程度、実際の情勢にインパクトがあるのでしょうか。どうしても我慢できないぐらいの遅れなののでしょうか。それとも、ある程度、今よりも遅れても、何とかなるものなのなののでしょうか。当時は、無理だという結論だったと思いますが。

竹内座長 平成14年7月13日は試験調査の調査日で、それから提出期限が調査日から10日後、つまり7月23日で、最後に郵送提出された月日が8月14日ですね。だから、調査日から1か月ぐらいということですね。1か月ぐらいで締めて、この程度までいったということですから、だらだらと無限に遅くなったわけではなさそうに思いますね。

○亀田課長 例えば速報値については、公表を早くしてほしいという声もあります。選挙区画定審議会の検討情報として、あるいは地方交付税の算定のために、12月末の公表日では遅いので、もう少し早目に公表してほしいというような要請も来ています。遅れるとなったときに大丈夫かどうかという、これは相談してみないと分かりません。

○堀部委員 先ほど亀田課長が説明された資料に、具体的な検討内容が挙げられていますが、今回の議論でも、これまでの調査方法では目的を達するためにはかなり困難を伴うということ

すので、法的に、基本的にどう考えるかということがあります。統計法、国勢調査令の最も基本的なところでいうと、現在、申告命令を発出するのは総務大臣ですか。考え方として、どういう形になるのでしょうか。

亀田課長 総務大臣です。

堀部委員 そうすると、国の側から命令を発する形になるわけですか。

亀田課長 実際には政令に書いてあることで命令とみなしています。

堀部委員 命令があって、それに対し、対象者は義務を負うということで、その対象者が外国人の場合には3か月以上日本に居ることとかが具体的に決まっているわけですが、法的にいうと命令があって、義務があって、その両者の関係でどうするかということになります。

竹内座長 統計法に、指定統計調査に関しては「義務がある」と規定していますから、指定統計調査の一部として、これをやるということを決めればよいのではないのでしょうか。

堀部委員 観念的には、命令があって義務がある。申告命令と申告義務の関係ですね。「そうではない」というのであれば、別ですが。

○亀田課長 観念的には、統計法に基づき申告の命令と義務の関係になります。

○堀部委員 統計法に基づきますが、その考え方の背景には、何らかの、こうすべきだという法令に基づくものがあり、それを「命令」という言葉を使うかどうかあたりの問題について、80年代の初めに統計局で検討したとき、申告命令と申告義務の関係で議論をしたことがあります。それでいきますと、さっきの調査員にしましても、非常勤の公務員にしないといけなく、国の「お願い」とすると義務にはなりませんので、法的には「命令」ということでした。命令である場合には、公務員でやらなければならないし、その場合に、以前に議論したところ例えば、直接、世帯主、世帯にそれが伝わらないと命令が到達したことにはならないのではないかとということでした。そうすると、郵便受けに入れてくるのはどうか、マンションの管理人に預けてくるのはどうかという話が出てくると思います。郵送という方法で義務を履行したり、インターネットという方法で義務を履行したりもできると思いますけれども、その証拠はどうなのか。別に義務違反に対して罰則を課せという意味で言っているわけではありませんが、法的にいうと義務を伴うので、義務違反に対して罰則を課するという意味の選択をしなくてはならないときに、その証拠はどうなるのかというようなこともあるわけです。さっきの命令でいきますと、調査員が公務員として調査に行ったときに、それを妨害する行為があると、公務執行妨害罪になるのではないかという説があり、議論もしたところでした。そうしますと、この場は実施に関する有識者懇談会なので、具体的な実施方法について考えればよいとは思いますが

が、基本的なところを、国として、統計局として、きちん整理しておいていただかないと、法的には齟齬を生じるおそれがあるように思います。

亀田課長 申告義務の件ですが、統計法第5条に「政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる」とあります。命ずると義務が生じます。その「命ずる」ということについては、国勢調査令で規定する位置づけになっています。

○堀部委員 国勢調査令は、以前は国勢調査の度に定めており、恒久政令にしたのは昭和55年の調査のときからです。ですから、前の考え方は、国勢調査令で国勢調査の法的命令を出すものであるため、その命令が伝わるには「これこれの要件が必要である」という議論を80年代の初めに、統計局の研究会で検討した経験があります。そのあたりのことと、目的を達するために具体的にどうするか、これは重要なことなので、どこかで整理されることを考えていただきたい。

○衛藤局長 次回の調査方法はまだ固まっておりませんが、それに伴う法律構成については、先生がおっしゃられるように、一つ押える必要があるなと思います。

竹内座長 それでは今後の議論の進め方の予定を説明願います。

○亀田課長 資料1の3ページに示しているところですが、次回は、今回のご意見を踏まえて、調査方法をもっと整理してまとめていただきたいと思います。協力確保対策について、次回、ご議論いただければと思います。

○竹内座長 それに関連した問題で、調査員のほとんどが自治会を經由して選考されていますが、自治会は、法的にはどういう位置づけになるのでしょうか。引越した際に、その町内会、自治会に入ることがあるかと思いますが、「入らなければいけないですか」というと、「入ることになっている」というような具合ではっきりしないですね。

最近、自治会をめぐるトラブルが起こって「もう嫌だから、入らない」とかいう現象が出てきており、法的な存在があいまいな自治会に頼っているというのは問題ではないかなとも思います。例えばマンションなどのように、管理組合を自治会と同じようにみなして、管理組合に調査員を頼むようなことになったら、「このマンションの中から調査員を選考するのはいかなものか」ということも考えられます。自治会に頼っているということを含めて、全体のシステムをもう少し現代化しなければならないのではないかという気もしており、調査方法なども含めて、そういうことも議論する必要があると思います。

○飯島委員 国勢調査の検討は、5年後、10年後、将来を見据えて、どんな国勢調査の方法が

良いかという議論だと思うのです。その場合に、一つは「国勢調査は必要である」という大前提があると思っています。それは前提でいいと思うのですが、実施に当たって、今後は国民の視点に立ったアプローチの仕方を取り入れることが必要であるものの、前提から考えますと、国民意識が個人主義とかプライバシーとか言われる方に相当動いていることを踏まえた上でどういうふうに対応するかというのが一つあります。

2点目は、国民生活が多様化しています。その中にはオートロック・マンション方式もあるだろうし、共働き世帯もあって、今は家庭に人がいることが少ない。以前のように、家庭の中におじいちゃんやおばあちゃんがいた時代はよかったです。家庭に常にいる人がいないという状況の中で、このようなことが出ていると思うのです。

それから、3点目は、独身世帯の増大ということです。

4点目は、ITの進展に伴っての情報通信の多様化を、今後どう見ていくのかということも検討の際には必要だと思います。

最後に、5点目は、調査員の質と量をどう確保するかという問題があるのと、そこに金がかかり過ぎるというような問題もあるのだろうと思います。

そういう意味で考えますと、私は方向としては、出てくる結論があるだろうと思うのです。そういう中であって、郵送提出のメリットにはプライバシー保護の面から、国民の不安と不満の解消というのがあってしかるべきと思うのですが、資料にはそういうものが少し欠けています。

それから、先ほど、調査員に代わって民間活力を利用したらどうかという話がありましたが、国勢調査については、国、都道府県、市町村という行政が責任を持って調査をするという基本的ポリシーは最後まで残した方がいいのではないかと思います。回収事務をどのようにするかということで、民間委託とか関係があってもいいですが、行政が責任をもって行うことでないと、国民から見ると不安と不満が解消できないのです。私も調査に来た方にお渡ししたのですが、この人に渡して本当にいいだろうかと、私自身も思うことはあります。その方と知り合いだったこともないし、顔も見たことがないわけです。ですから、国民のそういったプライバシー保護と不安、不満をどう解消して、安心して国勢調査に協力してもらおうかということも含めて、写真入り調査員証のことがありましたが、調査員に名刺を配布し、世帯に面接する際にはその名刺を渡して、出处進退が明らかになるように「ここに聞けばあなたがいるのですね」ということで、安心して対応できるような形にすることも一つの方法ではないかということを感じますので、そういう前提で5年後、10年後を見ながら、国民が安心して、不安を解消した形で協

力できるような仕組みと運営に持っていくべきではないかと思ひます。

○竹内座長 飯島さんがまとめてくださったので、次回の議論にバトンタッチするということ
で、今日は終わらせていただければと思ひます。

どうもありがとうございました。